

別表 3

平成 16 年度有明海自動車航送船事業会計予算の概要

(総 則)

第 1 条 平成 16 年度有明海自動車航送船事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年 間 航 海 数	15,500	回
(2) 年 間 輸 送 台 数	457,000	台
(3) 年 間 輸 送 同 乗 旅 客 数	619,000	人
(4) 年 間 輸 送 一 般 旅 客 数	91,000	人

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 事 業 収 益	1,289,588	千円
第 1 項 営 業 収 益	1,279,831	千円
第 2 項 営 業 外 収 益	9,757	千円
	支	出
第 1 款 事 業 費	1,286,414	千円
第 1 項 営 業 費 用	1,235,255	千円
第 2 項 営 業 外 費 用	51,159	千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的支出額 68,135 千円は、過年度分損益勘定留保資金 68,135 千円で補てんするものとする。)

	支	出
第 1 款 資 本 的 支 出	68,135	千円
第 1 項 建 設 改 良 費	3,400	千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	63,735	千円
第 3 項 予 備 費	1,000	千円

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、50,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出の項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	682,519	千円
(2) 交 際 費	450	千円

(たな卸資産購入限度額)

第 8 条 たな卸資産の購入限度額は、10,000 千円と定める。